



告 示

告示第6号

生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の公募について

生坂村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年生坂村条例第8号）第2条の規定により、別添のとおり指定管理者を公募する。

平成30年 5月18日

生坂村長 藤 澤 泰 彦



生坂村古坂地区介護予防拠点施設の指定管理者の公募について

- 1 施設の名称 生坂村古坂地区介護予防拠点施設
- 2 所在地 生坂村大字東広津12138番地1
- 3 施設概要 介護予防拠点施設 1棟
- 4 指定管理者が行う業務
 - ① 条例で規定されている設置目的を達成するための事業実施に関する業務
 - ② 施設の管理運営に関する業務
- 5 指定管理者が行う業務概要
 - ① 地域住民の介護予防及び健康の増進を図るための施設運営
 - ② 施設の運営に関する業務
 - ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ④ 上記に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務
- 6 指定期間 平成30年7月1日から平成35年6月30日
- 7 応募資格
法人その他の団体であって、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、施設の運営を行なう能力を有するもの。
- 8 提出書類
 - ① 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
 - ② 施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ③ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ④ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 9 提出先 生坂村役場総務課
- 10 提出期限 平成30年5月31日午後5時まで必着
- 11 選定方法
 - ① 一次審査（書類審査）
 - ② 二次審査（プレゼンテーション）
 - ③ 指定管理者の決定
- 12 選定基準
 - ① 施設をより魅力的に活用でき、かつ、管理運営にあたって特徴的な具体策をもって経営を行なう能力を有しているか。
 - ② 施設の運営計画を地域や住民福祉といった事情に配慮した適切な内容となっているか。
又施設の設置目的を把握し、それに配慮した内容となっているか。
 - ③ 業務執行体制の適切性
 - ④ これまでの実績
 - ⑤ 団体としての総合能力